

事務連絡
平成31年1月11日

各市町村 中心市街地活性化担当部局

内閣府 地方創生推進事務局

会計検査院による「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」を踏まえた中心市街地活性化施策の推進について（通知）

中心市街地活性化の推進につきましては、平素より、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中心市街地の活性化につきましては、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「中活法」という。）及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の認定や認定基本計画に基づく取組に対する関係府省庁が連携した重点的な支援の実施など、国として中心市街地活性化の支援制度を運用してきているところです。

これに関し、今般、会計検査院により、「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（平成30年12月）（以下「検査院報告」という。）が国会に報告されました。（別添資料1参照。検査院報告本体は会計検査院ホームページ参照

URL http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h301221_1.html）

検査院報告においては、中心市街地の活性化を図るため、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要があるとされています。

つきましては、検査院報告における検査の結果及び所見を踏まえ、今後の中心市街地活性化施策の推進に関して、下記のとおり通知させていただきますので、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今般の検査院報告に関しては、これまでの検査を踏まえるなどして、これまでも、基本方針を平成30年3月に変更し、PDCAサイクルの強化を図る観点から、「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催して、関係府省庁間の連携強化を図るとともに、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（以下「認定申請マニュアル」という。）や「中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル」（以下「フォローアップマニュアル」という。）の改訂を通じたフォローアップ内容の拡充を図ってきているところです。（別添資料2参照）

また、当事務局では、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。中心市街地活性化の支援制度について、相談を広く受け付けていますのでご活用ください。

記

【検査院報告における所見（市町村関係）】

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

- バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。
 - ・ バリアフリー化について、バリアフリー基本構想を作成している 41 市のうち 25 市では事業が未完了となっているなど、バリアフリー事業の担当課室と十分連携して、事業の具体的な実施時期等を検討した上で取り組む必要がある。
 - ・ 大店立地法の特例措置について、会計実地検査を行った 90 市のうち 65 市では活用していなかった。
 - ・ 中活ソフト特別交付税について、90 市のうち 43 市では、財政担当課と中活課室等との連携が十分図られていないことにより、計画における位置づけの確認等をしないまま 21 道県に対して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として回答し、その回答に基づき算定された中活ソフト特別交付税の交付を国から受けていた。

＜上記を踏まえた留意事項＞

- 上記に関し、基本方針において、以下の記載がなされています。
 - ・ 国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組む、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。
 - ・ 基本計画は、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。
- また、認定申請マニュアル<平成 30 年度版>において、基本計画の作成に当たり、都道府県との連携に関し、中心市街地における取組の実効性を高めるため、都道府県による広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図る施策や留意事項等がある場合には基本計画に記載することとし、その際には、都道府県に事前に相談し、必要に応じ助言を求めるなど、都道府県と必要な調整を行っていただくよう求めているところです。
- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、バリアフリー化など、他法令に基づく種々の計画との効果的な連携が図られるよう、市町村の関係部局間の連携を図っていただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- また、大規模小売店舗等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図るには、商業機能をはじめとするさまざまな都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要であると考えられることから、中心市街地における取組の実効性を高めるため、必要に応じ都道府県による広域的観点から市町村相互の整合性確保と連携促進が図られるように、都道府県に事前に相談し、助言を求めるなど、都道府県と必要な調整を行うとともに、中活法に定める大店立地法の特例措置について、都道府県と連携し効果的に活用が図られるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 総務省の中心市街地活性化ソフト事業については、総務省自治行政局地域振興室から各都道府県市町村担当課宛に発出された平成 30 年 9 月 14 日付け事務連絡「中心市街地活性化基本計画における事業に係る特別交付税措置について（通知）」に基づき、適切に対応していただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【検査院報告における所見（市町村関係）】

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

○ 28 年度末までに認定基本計画が終了した 74 市 80 計画のうち 76 計画では一部ハード事業が未完了、53 計画ではソフト事業が一部未継続となっている。

＜上記を踏まえた留意事項＞

- 上記に関し、基本方針において、以下の記載がなされています。
 - ・ 基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、連携を図ることが必要である。また、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。
 - ・ 認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する評価指標に基づく評価を行い、PDCA サイクルを継続することが望ましい。
- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- また、認定基本計画の期間終了後も PDCA サイクルを継続し、計画実施の効果を持続していくために必要な取組を継続できるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【検査院報告における所見（市町村関係）】

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

- 中心市街地区域外への大型店の立地の抑制について、準工業地域への立地制限について対象面積を 10,000 ㎡以下にしたり、近隣商業地域、商業地域等の準工業地域以外の用途地域に設定したりする多重制限を実施しているのは 90 市のうち 12 市であり、78 市では行っていなかった。このうち中心市街地区域外に大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限市では 2 市（12 市に占める割合 16%）、多重制限未実施市では 24 市（78 市に占める割合 30%）となっていた。
- 大店立地法の特例措置について、65 市では活用していなかった。（再掲）

＜上記を踏まえた留意事項＞

- 上記に関し、基本方針において、以下の記載がなされています。
 - ・ 地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設

の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。また、三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用するものとする。

- ・ 商業機能の郊外移転等を背景とした中心市街地の疲弊が進む状況にかんがみ、大店立地法の新設又は変更の手續等を緩和することを通じ、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図る必要がある。

- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、大規模小売店舗等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図るには、商業機能をはじめとするさまざまな都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要であると考えられることから、中心市街地における取組の実効性を高めるため、必要に応じ都道府県による広域的観点から市町村相互の整合性確保と連携促進が図られるように、都道府県に事前に相談し、助言を求めるなど、都道府県と必要な調整を行うとともに、中活法に定める大店立地法の特例措置について、都道府県と連携し効果的に活用が図られるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。（再掲）

【検査院報告における所見（市町村関係）】

- エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確で PDCA サイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

- 74 市 80 計画 239 指標のうち、70%が目標値未達成、このうち 67%が基準値未達成。他計画の効果を含めず目標値を算定しているのが 16 市 18 計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた 50 指標のうち認定基本計画の見直し未実施が 26 指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が 43 指標となっている。

＜上記を踏まえた留意事項＞

- 上記に関し、基本方針において、以下の記載がなされています。
 - ・ 設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。
 - ・ 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、中心市街地活性化協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、主要事業との関係が明確で PDCA サイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めるとともに、評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施するよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、フォローアップマニュアルを踏まえ、定期フォローアップにおいては、目標達

成可能とは見込まれない場合には、見通しの理由と原因分析を踏まえ、計画変更等の見直しの方針について検討するよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【検査院報告における所見（市町村関係）】

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

○ 18年度から28年度までの国の支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。

＜上記を踏まえた留意事項＞

○ 上記に関し、基本方針において、政府は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努めるものとされています。

○ これを踏まえ、認定申請マニュアルを毎年度改訂し、活用可能な支援措置の内容を提示しているところです。

○ また、平成30年度より、連絡会議を開催し、各府省庁による主要な支援措置の取組状況や、各市町村における認定基本計画における国の支援措置の活用状況も含めたフォローアップ概要等に関する資料を公表することとしています。

○ 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるように、認定申請マニュアル等を参考にして、国の支援措置を効果的に活用できるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

○ また、今後とも、認定申請マニュアルの改訂や連絡会議等を通じ、国の支援措置の活用事例や留意事項について提示していくことといたします。

【検査院報告における所見（市町村関係）】

イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

○ 一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっていて、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

＜上記を踏まえた留意事項＞

○ 上記に関し、基本方針において、以下の記載がなされています。

- ・ 中心市街地の活性化は、人口減少、少子高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市

構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

- ・ フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結び付ける必要があることも踏まえ、地域経済分析システム(RESAS)による統計的なデータ等も活用し、地域の現状等に関する客観的な把握・分析に努めるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【検査院報告における所見（市町村関係）】

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

＜検査院報告における当該所見に係る検査結果の概要＞

- 最終評価で「活性化が図られた」とする 24 市が目標値未達成となっており、このうち 9 市が基準値未達成となっている。

＜上記を踏まえた留意事項＞

- 上記に関し、基本方針において、最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとされています。
- 上記を踏まえ、検査院報告の所見にも指摘されているとおり、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 特に、フォローアップマニュアルを踏まえ、最終フォローアップにおいては、各目標の達成状況について、事業等の進捗や効果の状況、その他の要因を踏まえ、評価分析を行い、その結果も踏まえた基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理し、適切に PDCA サイクルを実施するよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

(以上)

【担当】

内閣府 地方創生推進事務局

中心市街地活性化担当：伊藤、鈴木、
宇留野、小梶

TEL：03-5510-2209 FAX：03-3591-8801

e-mail：g.chukatsu@cao.go.jp

概 要

平成30年12月
会計検査院

中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について

中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の検査の結果及び所見に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

1 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

○国は中心市街地活性化本部を設置して8府省庁で支援措置を整備し、市町村は中活課室等の設置等により実施体制を充実させている。一方、バリアフリー化、大店立地法の特例措置、中活ソフト特別交付税に係る国、都道府県、市町村等における連携等が不十分となっている。

所見:市町村に対して、国、都道府県、市町村等の関係部局間における連携等を綿密に行うことの重要性の明確化。国としてそれらを実施するための体制の整備充実に努めること

○国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）しているが、90市134計画のうち、認定基本計画期間が終了した74市80計画について、認定基本計画期間終了時に76計画では一部ハード事業が未完了、53計画ではソフト事業（主要事業）が一部未継続となっている。

○90市のうち、店舗面積1万㎡以上の大型店の面積が中心市街地外に増加していたのは、多重制限未実施市78市で30%、多重制限実施市12市で16%、店舗面積5千㎡以上の大型店の面積が同区域内に増加していたのは、特例措置活用市25市で32%、特例措置未活用市65市では16%、広域的な商業機能の維持等のための条例等を定めていたのは9道県となっている。

○74市80計画239指標のうち、70%が目標値未達成、このうち67%が基準値未達成。他計画の効果を含めず目標値を算定しているのが16市18計画、定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点で目標達成が困難であるとされた50指標のうち認定基本計画の見直し未実施が26指標、最終フォローアップ後の実績値の測定、評価の未実施が43指標となっている。

所見:市町村に対して、事業が円滑に実施できるよう、利害関係者間で協議等を十分に行うことを周知徹底、認定基本計画終了後も認定事業を継続すること、大型店の立地の抑制や誘導のために留意事項を明確に示すこと。PDCAサイクルの運用が可能な指標の設定等に努めること、評価結果に応じて事業の追加等を含めた認定基本計画の変更等を実施することを周知徹底すること。都道府県に対して、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

2 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

○18年度から28年度までの支援措置1,063措置のうち619措置が未活用となっている。支援措置の活用のための情報提供、留意事項の周知が不十分となっている。

○認定基本計画の実施の効果として、活性化関連一般指標が増加（上昇）しているのは10市から39市であり、増加（上昇）している市は区々となっている、特定の指標だけで中心市街地の活性化を評価するのは困難となっている。都市機能増進と経済活力向上をバランス良く推進しているのが6市、認定基本計画実施の効果が限定的となっているのが24市となっている。

○最終評価で「活性化が図られた」とする24市が目標値未達成となっており、このうち9市が基準値未達成となっている。

所見:市町村に対して、各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと。中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むこと、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書、平成30年12月）抜粋

2 所見

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共公益施設等の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等、大きく変化している。

このような状況の下、国は、中心市街地の活性化は地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療及び福祉機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であるとしており、各府省庁における地方創生等の取組と有機的に連携しながら、国を挙げて総合的な支援をすることとしている。

上記を踏まえ、国は、旧法を18年に改正するなどして、中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、国は、中心市街地活性化本部を設置し、支援措置の整備を行い、市では、中活課室等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきているが、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。また、国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）し、各市においては、新たな評価制度の下、定期フォローアップや最終フォローアップにより認定基本計画の評価を行ってきたが、認定基本計画期間終了時に認定事業が完了していなかったり、評価結果が中心市街地の活性化に係る取組に十分反映できていなかったりしている状況となっていた。

そして、中心市街地の活性化に関する施策の有効性について、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組み、設定した目標値を全て達成している市がある一方で、全て達成できていない市もあり、また、各種指標の数値においても増加したり、上昇したりしているものと減少したり、下落したりしているものが混在していて、一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。

このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっていて、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

については、国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でP D C Aサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

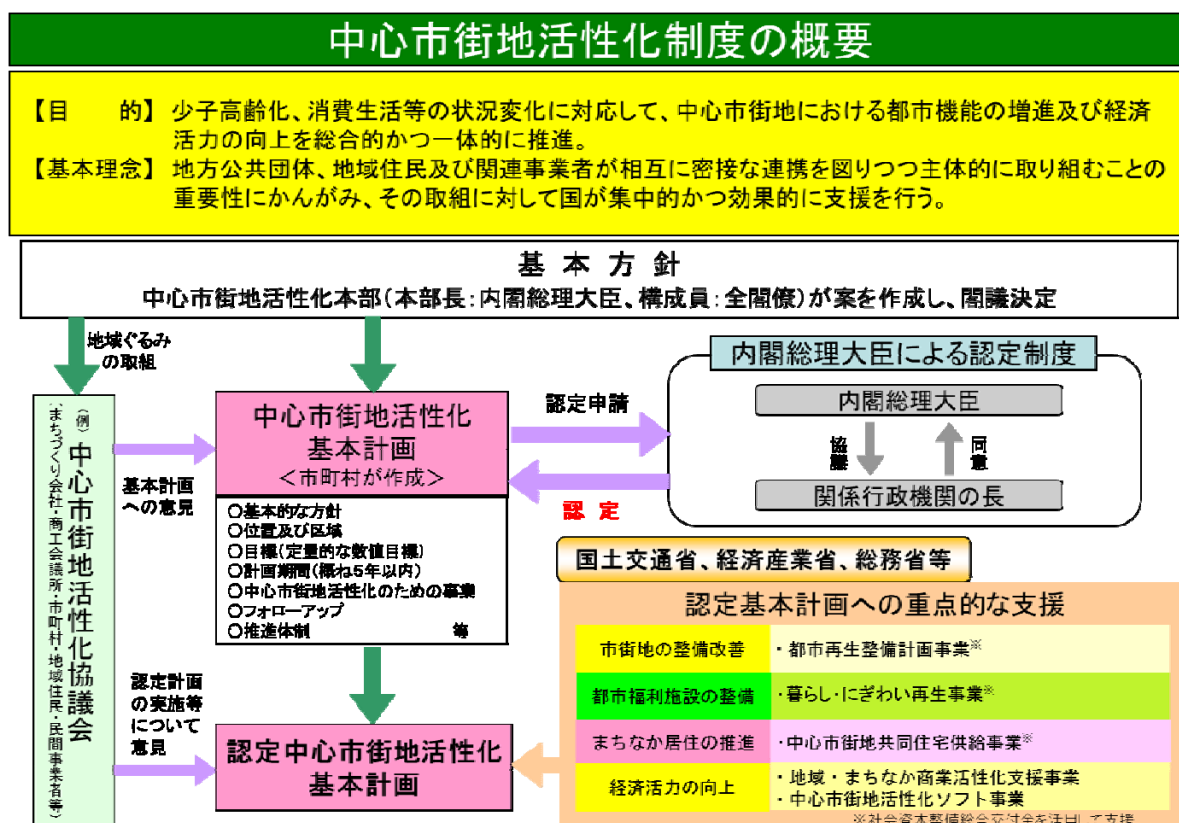
イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後引き続き検査していくこととする。

中心市街地活性化支援制度について

「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号）に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。



【参考資料】

関連法令・閣議決定等（ウェブサイト）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/kankeihourei.html>

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（平成 30 年度版）について（ウェブサイト）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/nintaisinsei_manual.html

中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル（平成 30 年 3 月）について（ウェブサイト）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/pdf/tyukatsu_followupmanual.pdf

中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議について

平成 30 年 3 月 30 日に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき、「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、定期的に情報共有等を行い、中心市街地活性化に向けた関係府省庁の連携強化を図ることとしています。

【参考資料】

中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議について（ウェブサイト）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/renrakukaigi/kaigi.html>